

新たな沖縄振興の必要性について

令和2年10月28日

沖 縄 県

1 新たな沖縄振興の必要性

(1) 本県が抱える4つの特殊事情に鑑み、復帰後50年にわたって沖縄振興特別措置法をはじめとする沖縄関係法に基づく特別措置が講じられてきた。3次にわたる沖縄振興開発計画では、社会資本整備を中心とした格差是正を、その後の沖縄振興計画及び沖縄21世紀ビジョン基本計画では自立型経済の構築を基本方向の一つとして施策の展開が図られ、社会資本の整備を中心に本土との格差は縮小しており、本県の経済社会は着実に発展している。

特に、平成24年度からは、国が策定した基本方針に基づき沖縄県が主体となって沖縄振興計画を策定できるようになるとともに、沖縄の自主性が最大限に発揮できる沖縄振興交付金が創設された。これによって、全国一律の仕組みでは解決困難であった沖縄の特殊事情に起因する課題にも柔軟に対応できるようになり、多くの分野において成果をあげてきた。

その一方で、一人当たりの県民所得は全国の7割の水準に留まり、離島の条件不利性、米軍基地から派生する諸問題など沖縄の特殊事情に起因する問題は今なお残されている。また、県民の意識やニーズの変化、社会情勢の変化などもあり、子どもの貧困問題などの重要性を増した課題や社会経済のデジタル化などの新たに生じた課題が多方面で顕在化しており、沖縄振興特別措置法の目的に掲げられている「自立的発展」と「豊かな住民生活の実現」は、未だ道半ばの状況にある。

よって、沖縄振興の道程において、その歩みを更に力強く前に進める必要があることから、沖縄振興特別措置法の延長と同法に基づく特例措置の拡充と強化が必要である。

《本県が抱える4つの特殊事情》

ア 戦後四半世紀余にわたり我が国の施政権の外にあったこと等の

「歴史的事情」

イ 広大な海域に多数の離島が散在し本土から遠隔にあること等の
「地理的事情」

ウ 我が国でも稀な亜熱帯海洋性気候にあること等の「自然的事情」

エ 我が国における米軍専用施設・区域が集中していること等の「社会的
事情」

(2) 沖縄は、成長が期待されるアジアに近く、出生率も高い等の優位性と潜在力を有しており、それらを存分に発揮し日本経済成長の牽引役としての役割が求められている。「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）においても、『沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光の再生、層の厚い各種産業の振興、基地跡地利用を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。』と明記されたところである。

また、国境離島を含む沖縄は、日本の領空、領海、排他的経済水域（EEZ）の保全などの役割も担っており、広大な海域に存在する様々な海洋資源は今後の我が国の経済発展に寄与する可能性を有している。また、島々で異なる豊かな自然環境、文化、歴史的遺産等は我が国の魅力と多様性の一部を担っている。

広大な海域に島が散在する海洋島しょ県である沖縄は、四方を海に囲まれた海洋立国である我が国の風土と類似性があり、新技術、新ビジネスの本格展開前の先導的モデル地域としての役割を担うことができる。

沖縄県の目指す振興の方向性は国家戦略と合致していることから、大胆な制度の下で、より深化した沖縄振興を進めることによって、我が国の発展に寄与する地域として、その期待に最大限に応えていく必要がある。

(3) 今般の新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界規模でリーマンショック以上の経済損失を生じさせており、本県においてもかつて経験したことのない深刻な事態に陥っている。「経済財政運営と改革の基本方針 2020」においても、『沖縄の離島など観光地の感染症対策に重点的に取り組む』と明記され、今後もしばらくの間は、新型コロナウイルスと共存するウィ

ズ・コロナの環境のもとで、「新しい生活様式」に沿った社会生活の維持と経済の回復を目指し取り組むこととなる。

次の沖縄振興においては、ウィズ・コロナ、アフターコロナに向けた将来を見通す中で、「安全・安心の島沖縄」の実現を図るとともに、急激な社会情勢の変化等を踏まえた持続可能な新たな振興策を推進する必要がある。

- (4) SDGs の推進にあたって、基本的な方向性等を「沖縄県 SDGs 推進方針」として定め、「沖縄 21 世紀ビジョン」の将来像の実現に向け、沖縄らしい SDGs を推進し、新たな時代に対応した持続可能な沖縄の発展を目指している。また、去る 9 月には、有識者で構成する「SDGs に関する万国津梁会議」の中間報告において、沖縄らしい SDGs の基本理念として「平和を求めて時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合い誰一人取り残さない、持続可能な『美ら島』おきなわの実現」が示されるとともに、12 の優先課題として、「医療・福祉の充実、健康長寿と生きがい、子どもを貧困から守る子育てしやすい暮らし」や「ユイマール（相互扶助）の継承、人の和・地域の和」などが示されたところである。

国においては、「持続可能な開発目標（SDGs）実施方針」を策定し、SDGs の達成に向けた地方自治体の取組を推進している。沖縄は SDGs を反映した新たな沖縄振興を推進することで、国家戦略的な取組に寄与することができる。

2 「駐留軍用地跡地利用推進法」の延長について

- (1) 駐留軍用地が広範かつ大規模に存在する沖縄の特殊事情に鑑み、駐留軍用地の跡地利用に伴う特別措置を講じ、沖縄の均衡ある発展及び潤いある豊かな生活環境の創造のため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を、国の責務の下で引き続き推進する必要があることから、「沖縄県における駐留軍用地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成 7 年 5 月 26 日公布）」の延長が必要である。

- (2) 今後、嘉手納飛行場より南の約 1,000 ヘクタールに及ぶ広大な駐留軍用地の返還が見込まれているが、現行制度を活用した跡地利用の取組を進める中で、法施行前に返還、引き渡しがなされた土地に係る土壌汚染等の支障除去などの新たな課題も顕在化している。同法の延長に当たっては、こうした課題にも対応できる法制度に見直すことで、駐留軍用地跡地の円滑な土地利用を推進する必要がある。

3 「沖縄振興開発金融公庫」の存続について

- (1) 沖縄振興開発金融公庫は、沖縄のみを対象にする唯一の政府系金融機関であり、かつ、本土の政府系金融機関の業務を一元的に行う総合公庫として独自の機能を有している。また、同公庫による金融支援は国による財政支援措置と並び車の両輪として沖縄振興を強力に後押ししており、本県全般の実情を把握し、地域の特性に応じたきめ細かな政策金融が展開されている。

- (2) また、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けた企業への資金繰り支援等の融資は、県内全域において幅広い業種や規模の事業者の事業継続を強力に支援するセーフティーネット機能を果たしており、令和2年9月28日時点における融資決定は1万1,242件(2,277億円)と過去のセーフティーネット融資の件数を大きく超える規模で実施されている。

同公庫の迅速な対応は事業の継続や雇用の維持に大きく貢献したとして高く評価されており、同公庫の存在意義が改めて認識されることとなった。今後もしばらくの間は、新型コロナウイルスと共存する「ウィズ・コロナ」の環境のもとで、「新しい生活様式」に沿った社会生活の維持と経済の回復を目指すこととなる。

今後のアフターコロナを見据えた新たな沖縄振興においても、同公庫が担う役割は大きいことから、同公庫の現行組織・機能の継続が必要である。